

○日出町ファーマーズスクール実施要領

(目的)

第1条 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第1項の規定に基づき定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第2の営農類型に掲げる品目又はおおいた農林水産業活力創出プラン2015に掲げる大分県の戦略品目のうち、産地担い手ビジョン認定要領(令和4年1月14日新経支第1634号)に基づいて認定された品目の栽培経営技術を、新規就農志向者及び農業参入企業の役員・正社員(以下「新規就農志向者等」という。)が研修生として就農コーチのもとで研修するファーマーズスクールを設置し、地域の担い手の確保・育成を図る。

(事業の内容)

第2条 ファーマーズスクールの対象品目、研修内容及び研修期間は、次のとおりとする。

- (1) 対象品目 対象品目は、ハウスみかんとする。
- (2) 研修内容 本研修は、就農コーチの圃場において就農コーチのもとで栽培技術全般を研修する「実習」、研修生が就農コーチから借り上げた圃場において、研修生自らの判断で栽培から出荷までを一貫して行う「模擬営農」及び別途指定する施設において、土壌肥料、病虫害防除、農業簿記等について講師から研修を受ける「座学」で構成するものとする。なお、就農コーチ1名が担当する研修生は、原則2組(4名)までとする。
- (3) 研修期間
 - ア 新規就農志向者 概ね2年とし、年間概ね1,200時間以上とする。
 - イ 農業参入企業の役員・正社員 概ね半年以上2年以内とし、月10日以上とする。
- (4) 休日及び休憩時間(新規就農志向者)
 - ア 原則として、日曜日は休日とする。
 - イ 作物の管理、出荷業務の都合等その他やむを得ない事情により休日において研修を命ずることがある。この場合において、休日を他の日と振り替えるものとし、毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上を休日とする。
 - ウ 研修時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩時間を与えるものとする。
- (5) 休日及び休憩時間(農業参入企業の役員・正社員) 町、就農コーチ及び農業参入企業で別途協議して定めるものとする。

(就農コーチ)

第3条 就農コーチは、大分県指導農業士又は新たな農業者育成のための知識、指導力、経営力及び研修に必要な施設等を備える者で町長が認めた認定農業者等とする。ただし、農業を営む法人等については、当該法人等の役員又は従業員であり、5年以上の農業経験を有する者とする。

2 町長は、就農コーチが行った研修に対し、研修生1組(2名以上)につき、予算の範囲

内で就農コーチに謝金を支払うものとする。ただし、2名以上での研修が無理な場合で、就農時に1組2名以上で就農する予定の者が当該研修を受ける場合は、1組として謝金を支払うものとする。

- 3 町長は、就農コーチが行った研修生への圃場の貸付に対して、その施設及び面積に応じ、借上料を就農コーチに支払うものとする。
- 4 1組当たりの謝金の支払期間は24か月（2年）を限度とし、謝金及び借上料は、研修期間中の年度末及び研修期間終了後に支払うものとする。
- 5 就農コーチは、謝金及び借上料の支払いを受けようとする時は、請求書（様式1）に以下の資料を研修生ごとに添付して、町長に提出するものとする。
 - (1) 研修期間中の年度末：日出町ファーマーズスクール実績報告書（様式3。以下「実績報告書」という。）
 - (2) 研修期間終了後：実績報告書（様式3）及び日出町ファーマーズスクール結果報告書（様式4。以下「結果報告書」という。）、並びに日出町ファーマーズスクール修了報告書（様式5。以下「修了報告書」という。）
- 6 就農コーチの責務は、以下のとおりとする。
 - (1) 研修生を労働者とみなすことなく、農業者育成のための研修として実施すること
 - (2) 第2条第4号に規定する休日及び休憩時間を研修生に与えること。
 - (3) 高い技術と経験を活かし、研修生が新たな担い手として成長できるよう栽培の技術指導、経営指導を行うこと。
 - (4) 研修生が地域社会に適応できるよう助言、協力すること。
 - (5) 研修終了後の就農を見据え、日出町農林水産課等と連携し、就農に必要な農地、施設、機械、住宅等の確保支援を行うこと。
 - (6) 就農後も相談役として、引き続き技術的・精神的支援を行うこと。

（研修生）

第4条 研修生の要件は、次のとおりとする。

- 1 新規就農志向者 以下の要件を全て満たす者とする。
 - (1) 夫婦・兄弟・親子等1組2名であること。（2名での研修が無理な場合は、就農時に1組2名以上であること。）
 - (2) 就農予定時の年齢が55歳以下であること。（1組のうちどちらか1名が55歳以下であること。）
 - (3) 研修終了後、日出町内で就農し、べつぷ日出農業協同組合当該生産部会に加入する予定である者
 - (4) 就農コーチが、親族（三親等以内の者をいう。）ではない者
 - (5) 研修期間中から日出町内に住み、住居の確保や住居と研修先との往復等について、就農コーチに迷惑がかからないよう配慮できる者
 - (6) 就農に向けた相談や協議を行ったことがあり、就農に強い意欲を示す者

- (7) 面接・審査までに5日間程度の短期体験研修を受けることができる者
 - (8) 研修期間中、自ら傷害保険及び損害保険等に加入すること。
 - (9) 普通自動車免許を有し、研修期間中車等の移動手段を有していること。
 - (10) 就農時に一定以上の自己資金を有する者又は制度資金の融資が受けられる者
 - (11) 就農コーチ、町及び関係機関等の指導に従う者
- 2 農業参入企業の役員・正社員 以下のいずれかの要件を満たす法人の役員又は正社員とし、原則として1法人当たり1名とする。
- (1) 日出町と農業参入に係る協定を締結した法人
 - (2) 県が農業への参入企業として認定した法人
 - (3) 新規品目導入計画により、県が新たに参入を認定した既参入法人
- 3 研修に係る報告
- (1) 研修期間中、研修生は、町長に対し、毎月10日までに前月の受講に係る研修日誌（様式2）を提出すること。
 - (2) 研修生は就農コーチに対し、年度末に実績報告書（様式3）を提出し、研修期間終了後は併せて結果報告書（様式4）、修了報告書（様式5）を提出すること。
- 4 募集及び決定

研修生の募集及び決定方法に関しては、別途定める。

（研修期間中の事故等）

第5条 研修期間中の就農コーチ及び研修生の事故・怪我等については、以下のとおり対応する。

- (1) 就農コーチ及び研修生は、事故等があったときは、町長に速やかに状況を報告するとともに研修継続等について協議を行う。
- (2) 研修生は、自らの責任において傷害保険及び損害保険等に加入する。

（事務局）

第6条 事務局を農林水産課に置き、以下の事務を行う。

- (1) 当該研修が適切かつ効果的に実施されるよう、就農コーチ等を指導・支援するとともに、研修後の就農を見据え、就農に必要な農地、施設、機械、住宅等の確保支援を行う。
- (2) 就農後も地域の定着に向けて支援を行う。
- (3) 生産者組織、農業委員会、農業協同組合及び県振興局と緊密に連携し、円滑に事業実施するものとする。

（個人情報等の取扱い）

第7条 関係機関及び就農コーチは、本事業で知り得た個人情報を第三者に開示、提供してはならない。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和4年3月31日から施行する。